

英国知的財産庁（UKIPO）、
知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集結果を公表

2022年1月20日

JETRO デベロップメント事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2022年1月18日、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての1. 意見募集終了の案内と、2. 意見募集（Open consultation）の結果概要を公表した。

なお、上記意見募集の際には、その前提として、以下の点が述べられている。

- ・ 2021年より前（英国の欧州連合（EU）離脱よりも前）は、並行取引品は英国と欧州経済領域（EEA）との間で双方向に自由に移動することができた。
- ・ 2021年1月1日以降、英国はもはや互恵的な EEA 域内消尽制度には参加していない。
- ・ 現在、英国は EEA 域内消尽制度に一方的に参加している。
- ・ つまり、EEA から英国への商品の並行輸入は権利者の許可なしに認められている一方、英国から EEA への商品の並行輸出は権利者の許可が得られない限り禁止されている。

1. 意見募集終了の案内

- ・ 英国における（知的財産に関する）権利の消尽の枠組みに変更があった場合、多くのビジネス分野や消費者に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 英国政府は、意見募集結果の初期分析を完了したが、残念ながら、現行の UK+ 制度（オプション1）に対する代替案（オプション2~4）の経済的影響を理解する十分なデータはなかった。そのため、当初意図していた基準に基づいて（オプション1~4のどの制度を採用するのか）決定を下すことができなかった。
- ・ しかし、英国政府は、（知的財産権）の消尽制度の変更によって得られる可能性のある機会を模索することを約束している。証拠を再検討し、将来の知的財産権の消尽に関する制度を決定する前に、政策の枠組みをさらに発展させる必要がある。
- ・ 現在、（どの制度を採用するのか）決定するまでの時間的猶予はないが、やがて、ステークホルダーや企業の皆様に最新情報を届ける。

2. 意見募集の結果概要

（1）調査の内容、目的、位置づけについて

- ・ 2021年6月から8月までの間、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を実施し、企業、業界団体、個人などから150件の回答を得た。
- ・ 英国が EU から離脱した今、英国は知的財産権の消尽に関する将来の体制を決定

する機会を得た。

- ・ 意見募集の目的は、回答者に証拠と意見を求め、英国にとって最も適切な知的財産権の消尽に関する制度を理解すること。
- ・ 意見募集では4つのオプションを提示し、どのような制度を実施すべきか、変更する場合は新制度をどう実施すべきかについて、証拠や意見を求めた。
- ・ 寄せられた回答の大半は定性的なもので、消尽制度のオプションや並行取引への影響についての意見が寄せられた。
- ・ 本概要は、意見募集の質問に対する回答者が表明した主な見解と、意見募集期間中に行われた閣僚会議や UKIPO 関係者との会合における利害関係者の見解の概要を示している。
- ・ 本概要は提出された幅広い意見を要約したものであり、特定の立場を支持または反対する回答の数のみに基づいているわけではない。また、本概要には、政府が必ずしも同意しない、あるいは事実として受け入れない意見も含まれている。

(2) 英国の将来の消尽制度のオプションと回答の概要

オプション	制度の種類	商品の並行輸入	商品の並行輸出
1	EEA 域内制度の英国による一方的な適用 (別称「UK+」制度)	EEA 諸国からのみ自動的に許可される(医薬品などの規制品には別の認可があると仮定)	国際的な制度を有する国を除き、自動的に許可されない
2	国内	どの国からも自動的に許可されない	
3	国際	どの国からも自動的に許可される(医薬品などの規制品には別の認可があると仮定)	
4	混合	並行輸入の可能性は、特定の知的財産権、商品又はセクターの取扱いに関する決定に依存する	

- ・ 製薬業界とクリエイティブ業界の回答が最も多くを占めていたため、この全体の結果に影響を与えている。なお、医薬品については、(知的財産権の)権利者は(他国から安価な医薬品が輸入される可能性があるため)国際的な体制(オプション3)に反対し、医薬品流通業者は(EEA 諸国から安価な医薬品の輸入ができなくなる可能性があるため)国内的な体制(オプション2)に反対するなど、意見が

分かれた。

- ・ 大多数の回答者は、現行制度であるオプション 1 の UK+制度を支持した。他方、現行制度を評価するには、まだ期限が短いなどの意見もなされている。
- ・ 3 分の 1 以上の回答者がオプション 2 の国内消尽制度を支持したものの、5 分の 1 の回答者が、輸入品の価格が上昇することによって英国市場を孤立させるとして、オプション 2 に反対した。
- ・ オプション 3 又は 4 を支持する者は少数であった。
- ・ なお、約 4 分の 1 の回答者は、希望を表明しなかった。

UKIPO は、意見募集の終了について知らせるとともに、その結果概要を示している。その中で、「当初意図していた基準に基づいて（オプション 1～4 のどの制度を採用するのか）決定を下すことができなかった。」としているとおり、現時点で現行制度の UK+制度（オプション 1）を変更するなどの方向性を示すことはできていないといえる。

他方で、「証拠を再検討し、将来の知的財産権の消尽に関する制度を決定する前に、政策の枠組みをさらに発展させる必要がある。」としており、今後の検討の可能性は否定していない点に留意が必要である。

－ UKIPO の意見募集終了についての案内及び意見募集結果の概要は、以下参照 －

- [Closed consultation : UK's future exhaustion of intellectual property rights regime](#)
 - [UK's future exhaustion of intellectual property rights regime: Summary of responses to the consultation](#)
- － 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [英国知的財産庁（UKIPO）、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始（2021年6月8日）（PDF）](#)
 - [Brexit の移行期間終了後の知的財産制度に関する EU 及び英国政府の動向（2020年12月26日）（PDF）](#)
 - [英国知的財産庁（UKIPO）、英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了後の送達宛先に関する規則改正についてのガイダンス等を公表（2020年11月24日）（PDF）](#)
 - [英国知的財産庁（UKIPO）、英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了後の知的財産に関する主な変更点の概要を公表（2020年11月6日）（PDF）](#)
 - [欧州連合知的財産庁（EUIPO）、英国の EU 離脱（Brexit）の影響に関する情報を更新（2020年9月18日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新（特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野）（2020年8月20日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会及び英国知的財産庁（UKIPO）、英国の EU 離脱（Brexit）後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新（2020年7月14日）（PDF）](#)

- [欧州の関係当局、英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）の知的財産への影響に関する情報を公表（2020年2月3日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱（no-deal Brexit）の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表（2019年9月23日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱（Brexit）の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表（2019年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始（2019年7月11日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表（2019年1月25日）（PDF）](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表（2018年11月15日）（PDF）](#)
- [英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合（「No Brexit Deal」）における 知的財産関係のガイダンス文書を公表（2018年9月27日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題（Brexit）の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表（2018年1月31日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)

(以上)